

京都市訓令甲第16号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第7号中「交響楽団及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)